

会 議 録

会議の名称		令和7年度第2回守谷市都市計画審議会		
開催日時		令和7年11月4日（火） 開会：10時00分 閉会：11時00分		
開催場所		守谷市国際交流研修センター（ログハウス）		
事務局 (担当課)		都市整備部 都市計画課		
出席者	委員	村上会長、甲斐田委員、菊田委員、小川委員、渡辺委員、田中委員、堤委員、岡田委員、辺見委員、寺家委員代理、有原委員、小林委員、市川委員、寺田委員、増田委員、坪井委員、宮内委員 <div style="text-align: right;">以上17名</div>		
	事務局	藤坂副市長 都市整備部：浅野部長 都市計画課：笠川次長、岡本課長補佐、成島係長、檜原係長、笠見主任、藤枝主任、伊藤主事、黒川主事 <div style="text-align: right;">以上10名</div>		
公開・非公開 の状況		<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部公開	傍聴者数	0人
公開不可の場合 はその理由				
会議次第		1 開 会 2 職務代理者挨拶 3 副市長挨拶 4 議 事 報告事項 (1) 都市計画区域マスタープラン 公聴会の開催について (2) 生産緑地地区 案の縦覧について (3) (仮称) 新守谷駅周辺土地地区画整理事業の進捗について 5 閉 会		
確定年月日		会 議 録 署 名		
令和7年12月9日		岡田 晃一		
令和7年12月18日		辺見 芳宏		

1 開会

—守谷市都市計画審議会条例第5条第3項に基づき、職務代理者の甲斐田委員が進行を務めることに決定—

2 職務代理者挨拶

3 副市長挨拶

◎議事録署名人2名の指名について

—岡田委員と辺見委員に決定—

4 議事

(1) 都市計画区域マスタープラン 公聴会の開催について

—事務局から説明—

小川委員：資料7ページに「応募多数の場合は、代表者を選定する」とあるが、どのような場合に応募多数となるのか。

事務局：実際は、可能な限り多くの公述人が公聴会で意見を述べることができるように、公述申出の時間を調整するなどして、対応をすると聞いている。

増田委員：都市計画区域マスタープラン（以下、「区域マス」とする。）を広域化することで、具体的に、住民にどのような影響があるのか。また、区域マスが改定されることで、計画が変更となるような事業はあるか。

事務局：区域マスは、広域の観点から都市計画の大枠を決めるもので、直接、住民に影響を及ぼすものではない。さらに、市町村が行う事業に支障が出ないように、意見照会も行われている。なお、県南地域についての記載は、つくばエクスプレスなどの広域交通網、東京圏への近接性などの特性を生かし、計画的にまちづくりを進めていくという趣旨のものであった。

坪井委員：今回の改定は、県内に29あった区域マスを5つに広域化し、そのうち県南地域では、9つあった区域マスを一つにする、という理解でよいか。

事務局：そうである。ただし、県南地域の区域マスが一つになっても、都市計画区域については、変わらず9つのままである。

辺見委員：公聴会の対象は取手都市計画区域（取手市、守谷市）の住民だけなのか。あるいは、茨城県全体が対象なのか。資料7ページでは会場が取手市となっている。

事務局：区域マスは、茨城県全体に係る計画となるため、公聴会で公述申出ができる者は茨城県の住民（法人含む）である。（※）会場は、都市計画区域ごとに設けられている。

（※ただし、取手都市計画区域の公聴会において、公述申出ができるのは、守谷市・取手市の住民（法人含む）に限られます。）

坪井委員：先ほども質問があったが、応募多数とは、県全体で見ての応募多数ということか。会場によっては、応募多数となり、代表者が選定さ

れる場合もあれば、そうならない場合もあるということか。

事務局：公聴会については、茨城県が取りまとめる形になっているため、各会場内で、可能な限り多くの方が公述申出できるように調整をする
と聞いている。会場ごとに日時も異なるため、数日かけて行われる。

(2) 生産緑地地区 案の縦覧について

—事務局から説明—

—質疑なし—

(3) (仮称) 新守谷駅周辺土地区画整理事業の進捗について

有原委員：工事はいつから入るのか。区域には、幅員が狭い道路があるため、
できるだけ早く整備してほしい。

事務局：現在、組合の設立認可の申請をしており、認可が下りる時期によっ
てスケジュールが変わるため、具体的な工事開始時期をお伝えする
のは難しい。地権者の総会において組合が設立されてからは、仮換
地の指定、工事着工という流れになる。

有原委員：住民の方は納得しているのか。合意形成はできているのか。

事務局：組合の設立を目指す準備会は、地権者で構成されている。組合設立
後は、地権者組織として事業を推進していく。同意率は100パー
セントではないが、組合設立認可の要件である3分の2以上の同意
は得られている。

甲斐田職務代理者：事業計画に対する意見書は提出されたのか。

事務局：認可権者である県からは、意見書の提出があったと聞いている。現
在、内容を県で確認している。

5 閉 会

事務局：次回の都市計画審議会は、2月を予定している。日時の詳細が決ま
り次第、連絡させていただく。

甲斐田職務代理者：以上で本日の審議会を終了する。

以上